

神奈川県監査委員公表第1号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県議会議長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年1月22日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
同 吉川知恵子  
同 中家華江  
同 しきだ博昭  
同 松本清

1 措置の対象となった監査の結果

令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
議会局政策調査課	令和5年9月14日（令和5年8月3日及び同月4日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和4年度県議会ポスターデザインレイアウト等業務委託契約（契約額467,500円）に係る第2回分（支払額93,500円）及び第3回分（支払額93,500円）の履行確認に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の11日後及び72日後に検査を完了していた。	不適切事項については、履行確認及び検査に対する担当者の理解が不足していたことに加え、所属として複数の職員で確認し合う体制がなく、担当者に任せきりにしていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、「履行確認に関する記録」について所管課及び経理課による管理職も含めた複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。